

高エネルギー物理学研究所と東京大学物性研究所との
放射光実験施設利用に関する覚書

第1条 高エネルギー物理学研究所（以下「甲」という。）と東京大学物性研究所（以下「乙」という。）は、協同プロジェクトの一環として、甲の放射光実験施設（以下「放射光実験施設」という。）内に乙の附属軌道放射物性研究施設分室（以下「分室」という。）を設置し、物性研究を行うものとする。

第2条 甲は、放射光実験施設内に基幹チャンネルを設置し、乙は、基幹チャンネルに接続する光学系およびSOR物性測定装置並びに付帯設備（以下「装置等」という。）を設置し、研究・実験を行うものとする。

第3条 甲は、分室の研究・実験が円滑に行えるよう協力するものとする。

第4条 甲は、乙が設置した装置等を乙と協議のうえ甲の独自の研究及び共同利用実験等にも利用できるものとする。

第5条 乙は、放射光実験施設内に乙が設置した装置等を管理するものとする。

第6条 乙が設置した装置等の維持・管理に要する経費は、乙が負担するものとする。ただし、第4条の研究・共同利用実験に係る経費は、甲が負担するものとする。

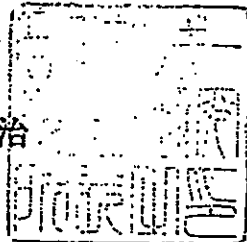
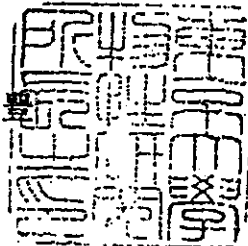
第7条 甲は、分室を主たる勤務場所とする乙の職員に対しては、甲の職員に準じた便宜を供与するものとし、分室を主たる勤務場所としない乙の関係職員等に対しては、甲における共同利用実験参加者に準じた便宜を供与するものとする。

第8条 分室を使用する者は、甲が安全を確保するために定めている放射線、化学薬品及び有害物質等に関する諸規程を遵守するとともに、管理・安全のために発する高エネルギー物理学研究所長の指示に従うものとする。

第9条 本覚書の条項について疑義が生じたとき又は覚書に定めのない事項が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

この覚書は、昭和61年10月1日から昭和66年3月31日まで有効とする。ただし、甲又は乙から継続しない旨の申し入れがない場合は、本覚書の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

昭和61年10月1日

甲	高エネルギー物理学研究所長	
	西川哲治	
乙	東京大学物性研究所長	
	豊沢	